

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

三木里脇・新帰農の里づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三木市

3 地域再生計画の区域

三木市の区域の一部(口吉川町里脇地区)

4 地域再生計画の目標

三木市は、兵庫県の南東部に位置し、東経135度「子午線」が通る「金物の町」として発展してきた。平成17年10月、美囊郡吉川町と合併し、面積は176.48km²、人口は85,011人(平成18年1月現在)である。

三木市は、酒造好適米「山田錦」全国一の生産量を誇る農業の町でもあり、慢性的な水不足対策として昭和45年度から平成4年度までの間、「国営東播用水事業」に取り組み、用水確保と約140haの農地造成を行った。その内、67haに「ぶどう」を栽培し、生食用ぶどうの産地を維持している。

しかしながら、昭和59年から始まった当該地区の農地造成事業から約24年経過した今日、農業者の高齢化や自然環境の厳しさ、さらには農業構造の脆弱さなど、複雑な課題が山積している。特に年々増加する遊休地対策は緊急の課題である。

中でも、中間農業地域に属する里脇地区では遊休地が15ha以上とまとまった面積を有しており、本市としても、このような現状を打破するため、「里脇地区」等に民間会社等の参入地域を設定し、「遊休地再生モデル地域」に位置づけて取り組んでいく。

同時に、三木市は、京阪神地域から約30kmに位置する立地条件の良さから、ブドウやイチゴなどの「もぎとり園」が多くあり、直販や宅配などを含めた「観光型農業」の展開を目指している。

「遊休地再生モデル地域」に指定する里脇地区の遊休地約15haについては、市が、地元、参入する民間会社などとの協力を基にして、遊休地の再生に向けて各種ゾーンを設定するとともに、持続可能な農村地域の育成をめざして「新帰農の里づくり～21世紀の農ある暮らしの創出～」を図るエリアとし、地域再生に取り組むものとする。

(1)現状と課題

口吉川町里脇地区は、国営農地造成事業で、昭和57～58年度に25.5haの樹園地の造成及び7.3haの圃場整備を行なった。この樹園地では、里脇地区全員(30名)が組合員となってブドウ栽培を計画し、農地造成事業に先立ち昭和56年12月に「農事組合法人 里脇生産協業」を設立した。

里脇生産協業は、土地所有者と協議し、20haを農事組合法人の管理地として、3品種のブドウ栽培に取り組んだ。

平成3年頃には、ブドウ樹も成園となり、ブドウ狩りの観光客も5万5千人ほどに達し、他にもバーベキューコーナーを開設するなど盛況に推移した。

また、残りの遊休地にリンゴ園を施したが、台風の来襲により大被害を受け、組合員の意欲が減退し、経営維持にはつながらなかった。しかし、ブドウ園については、平成7年1月の阪神淡路大震災により大被害を被ったものの、組合員等の共同作業でブドウ棚も早期に復元でき、9月のブドウ狩りシーズンには、神戸市内の小学生を勇気づけるため、ブドウ狩りをバス100台で受け入れるなどの活動も行ってきた。

しかしながら、昨今、組合員の高齢化、健康の都合や管理面積の減反により、平成11年に至っては農地全体の半分にあたる約15haが遊休地化し、営農者の収益のみでは全面積の造成費の返還が困難になってきている。

(2) 地域再生に向けた方向性

～21世紀の農ある暮らしの創出～

三木市口吉川町里脇地区が、現状を見据え、現在抱えている課題を解決し、将来にわたって持続可能な地域を形成していくには、地域の資産である“農地”を有効活用し、その“農地”に多様な主体が関わり、地域の環境と経済が循環する新たな試みが必要である。また、従来型の個別対応型の事業展開でなく、総体的かつ横断的な思い切った意識改革と新たな発想による事業展開が必要である。

こうした地域課題の解決に向け、本地域では「～21世紀の農ある暮らしの創出～」を地域再生の指針とし、新たな農業ビジネスモデルの先導を目標に、ビジネスベースの新規農業参入、それによる雇用の創出、生きがい創出を基本とした体験型農業の好循環を目指していく。

(3) 地域再生への基本方針

地域再生への基本方針として、本市が将来にわたって持続可能な地域農業を形成していくには、①食べていける農業、②元気が出る(生きがい)農業、③株式会社で守る農業の3本柱による農業振興策を樹立し、基本目標に以下に掲げる3つの取組目標を設けた。

農業振興計画

①食べていける農業

地元の主産業を活性化するため、認定農業者や集落営農組合の増大を図り、経営改革、意識改革を進めつつ、生産－加工－販売といった6次産業化を進める。

②元気が出る(生きがい)農業

既存の観光ブドウ園を中心とした観光農業の推進により、年間を通して来訪者が絶えない農園づくりを進める。また、夏場のブドウだけに頼るのではなく、春先～秋口にかけて収穫される新たな果樹栽培や農村型体験農業のプログラムづくりを進めることにより、消費者との接点を増やし交流人口の増大を目指す。

さらに、農作業を通して得られる土にふれる生活や作物を育てる喜びといった“癒し”や“健康増進”につながる農業セラピー、メンタルケアの取組も進める。

③株式会社で守る農業

今後、持続可能な農業へと転換を進めるため、地元農家による効率的な農業経営が民間活力と共に互恵互助できる仕組みをつくりあげるため、積極的に民間活力を導入し、遊休農地を活用した新規農業ビジネスの創出による新たな雇用創出等、農業による地域活性化を目指す。

(4) 地域再生の取組目標と数値目標

(取組目標1) 遊休農地の利活用

(数値目標1) 遊休農地15haを有効活用(遊休農地ゼロha作戦)

遊休農地15ha → 遊休農地0ha

(取組目標2) 新規雇用の創出

(数値目標2) 40人の新規雇用創出

福祉サービス施設関連20人・民間企業20人 計40人

(取組目標3) 農業農村体験を通じた生きがい創出

(数値目標3) 入り込み客数3割増

入り込み客数20,000人 → 26,000人

(取組目標4) 地域環境の循環、地域経済の活性化

(数値目標4) 経済効果(売り上げ)135百万円→150百万円

5 目標を達成するために行う事業

(5—1)全体の概要

①全体コンセプト

三木市では口吉川町里脇地区を全市の農業活性化モデル地域と位置づけ、①食べていける農業、②元気が出る(生きがい)農業、③株式会社で守る農業、の3本柱による農業農村振興に取り組む。

さらに同地区を<農業体験ゾーン>、<民間活力導入ゾーン>、<やすらぎ福祉ゾーン>、<地域経済活性化ゾーン>、<観光農園ゾーン>の5つにゾーニングし、それぞれが連携しながら21世紀の農ある暮らしを創出する。

②ゾーニングの考え方

■農業体験ゾーン

○市民農園等

神戸阪神間から1時間以内というロケーションを活かし、日帰り型の市民農園を中心としながら、「いやしの地」を活かした滞在型市民農園も検討する。ソフトについても、リタイヤ層、団塊の世代等をターゲットにした農業による社会復帰プログラム、体験～新規就農まで幅の広いプログラムを提供する。

<内容>

・市民農園等 2.4ha

○果樹園等

温暖な気候とブドウ園でのノウハウを活かし、新たな果樹等栽培を進め、エリア内で加工・販売する。既にブルーベリーの栽培に向け、土壌改良(土壌の酸性化)等を進めている。

<内容>

・ゆず、ブルーベリー、いちご など 1.5ha

■民間活力導入ゾーン

株式会社の新規農業参入などを積極的に進める。現時点では、近接する企業の福利厚生としての利用など、活用方策の検討を進めている。

また、既に近隣事業者から有機土壌の提供を受け、現在基礎造成及び区画整備を進めており、平成20年11月に完成を予定している。

<内容>

・株式会社新規農業参入 3.5ha

■やすらぎ福祉ゾーン

農業の役割として注目されていることの一つに「農業セラピー」がある。作物を愛で、慈しむことで精神の安定が得られ、特に高齢者には、生きがいを見つけ、元気の糧を得ていただくことで豊かな老後のお手伝いができる(百姓は百薬の長である。)。介護前の予防医療的な取り組みを中心に、土にふれ、農作業を楽しみながら健康維持

に取り組み、生きる力を高めてもらう。農業体験後の休憩、温浴、リフレッシュ等の場もあわせて提供する。

また、体験にとどまらず、高齢者や身障者等の新たな雇用の場としても、エリア内施設の活用を進めていく。そのため、福祉サービス関連企業との連携を進めている。

<内容>

- ・温浴施設
- ・レストラン
- ・福祉サービス施設
- ・附属駐車場
- ・散策道

■地域経済活性化ゾーン

農業関連事業として、生産・加工・販売・サービスの第6次産業化の拠点づくりを進める。

■観光農園ゾーン

既存の観光ブドウ園において、加工、販売施設の併設等により、もぎ取りと宅配に直販を加えたエリア内連携強化により更なる集客力向上を目指す。

(5—2)法第5章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

(5—3)その他の事業

(5—3—1)支援措置による取組

【B1008】 広域連携共生・対流等整備交付金

- ・計画の区域(予定):三木市口吉川町里脇地区
- ・計画の目標:里脇地区への入り込み客数30%増加
:里脇地区の売上額10%増加
- ・計画の期間(予定):平成21年度から23年度
- ・計画の目標と事業の関連性

地域農業の活性化と遊休農地の解消を図るため、都市住民との交流促進と、地域農産物の販売促進を計画の目標とし、事業として整備する市民農園が、中核的役割を果たす。

【計画主体】 三木市

【事業内容】 市民農園整備

都市と農村の共生・対流に向けた市民農園整備等

【事業主体】 農事組合法人 里脇生産協業など

【事業期間】 平成21年度～23年度

【事業規模】 市民農園等2.4haの整備及び管理施設1棟約300㎡の建設

特定非営利活動法人なにわ文化芸術芸能推進協議会(大阪市)と連携し、市民農園での農業体験を通じた「癒し効果」「人間形成の場づくり」を掲げ、魅力度の高いエリアを作る。

(5-3-2) 支援措置によらない独自の取組

(1) 遊休農地の利活用

① 遊休農地の効果的活用に向けた再造成(再資本投資)

・高勾配かつ雑壇-小規模農地を、低勾配-大規模の樹園地に再造成(嵩上げ造成)

・嵩上げ造成にともない有機土壌の搬入による土壌改良

※地元企業により嵩上げ造成中(平成20年11月完成予定)

② 生産品目の多様化

・観光交流客をメインターゲットとする四季折々の果樹等の生産地を目指す。

<検討果樹等>

いちご(4月~5月)、キウイ(6月~7月)、ブルーベリー(6月末~8月)、みかん(11月~12月)、ゆず(11月~12月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
いちご	■	■							
キウイ			■	■					
ブルーベリー			■	■	■				
ぶどう					■	■			
みかん								■	■
ゆず								■	■

(2) 新規雇用の創出

① 株式会社の新規農業参入

民間活力の導入を図り、雇用創出を行う。

・水耕栽培・有機野菜づくり

② 福祉サービス施設との連携による新規雇用の創出

整備する施設は、高齢者や身障者等の新雇用の場としても活用を進める。温泉の掘削を行い、高齢者、身障者、農業者にもやさしい環境の創出と雇用の確保、癒し力を高める施設の整備を図る。

(3) 農業農村体験を通じた生きがい創出

① 観光、体験を通じた新規就農支援

	実施主体	面積
体験農園・市民農園	里脇生産協業	3.9ha
福祉農園・契約農園	株式会社	3.5ha

②福祉施設関連との連携による生きがい創出

介護前の予防医療的な取り組みを中心に、土にふれ、農業を楽しみながら健康維持を図る。また、あわせて農業体験後の休憩、温浴、リフレッシュ等の場を提供する。

(4)地域環境の循環、地域経済の活性化

①地域再生による(既存)観光ブドウ園の再活性化

②果樹等による観光農業の通年化

- ・生産 ブドウ、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご
- ・体験 ブドウ、いちご(露地栽培、ハウス栽培)、ブルーベリー

<参考>事業主体及び概算事業費

ゾーニング	整備面積 (ha)		事業主体	概算事業費 (円)
■農業体験ゾーン	3.9			
○市民農園等		2.4	里脇生産協業	90,000,000
○果樹園 等		1.5	里脇生産協業	
■民間活力導入ゾーン	3.5	3.5	民間(株式会社)	
■やすらぎ福祉ゾーン	1.6	1.6	民間(株式会社)	
・温浴施設				
・レストラン				
・福祉サービス施設				
・附属駐車場				
・散策道				
■地域経済活性化ゾーン	0.7			
・加工、販売施設		0.7	里脇生産協業	
■観光農園ゾーン	9.1	9.1	里脇生産協業	
合計	18.8	18.8		90,000,000

※民間企業(株式会社)参入については、経営基盤強化促進法に基づく「三木市の基本構想」の中で「特定法人の参入区域指定」を行うこととする。

<参考>ゾーニング別スケジュール

	21年度	22年度	23年度
1)農業体験ゾーン ・市民農園等 ・果樹園等		企画提案	ハード事業
2)民間活動の導入ゾーン	民間活力	の導入	
3)やすらぎ福祉ゾーン ・温浴施設、レストラン、福祉サービス施設、駐車場、散策道	民間活力	の導入	
4)地域活性化ゾーン ・加工、販売施設			既存施設の利用
5)観光農園ゾーン(既存事業)			

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

市は、地域再生計画について、本計画の目標に照らして検討委員会で評価を行う。また、必要に応じ、事業の進捗状況を調査し、数値目標の達成度を指導する。

8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし